

平成 30 年度「山形 C12 号」生産者募集要項

平成 30 年度「山形 C12 号」の苗木の購入を希望する生産者を下記により募集します。

＜苗木の購入を希望する生産者の方はご一読ください。＞

■「山形C12号」導入の基本的考え方

本県のさくらんぼは、品種構成が「佐藤錦」に偏重していることから、結実の多い年には収穫が遅れ、品質が低下するなどの課題が生じています。

導入は、「佐藤錦」から「山形 C12 号」への改植を基本とし、新植も含めてご検討ください。

■生産者登録制度のねらい

- 1 「山形C12号」の種苗の県外や海外への流出を防止し、産地の優位性を確保する。
- 2 苗木供給後、できるだけ早くまとまった出荷量を確保し、市場・流通関係からの信頼を獲得する。
- 3 品質を商標名の使用により保証し、消費者からの信頼を獲得する。

■「山形C12号」の導入にあたって

1 10本以上栽培する圃場（面積）の確保

「生産者登録制度」を導入し、知的財産の保護を図るとともに、10本以上のまとまった本数の植栽を条件としています。10本以上をしっかりと栽培する圃場（面積）を確保できない方は、苗木の導入ができませんので、御注意願います。

2 次年度以降の苗木販売

苗木販売は、今年だけでなく、次年度以降も続きます。今年、最大限生産可能な本数の苗木を生産していますが、次年度以降は「受注生産」となります。

御自身の経営状況（植え付けする場所の確保、栽培管理・収穫出荷作業の労力等）を十分に考慮いただき、準備が整わない方は、次年度以降お申込みください。

※新品種導入のリスク

「山形C12号」の開発にあたっては、慎重に評価を行ってきましたが、今後の気候や栽培条件等で、生産上の新たな欠点が見つかることも想定されますので、そのリスクについても十分御理解の上、御自身の責任において導入を御判断ください。

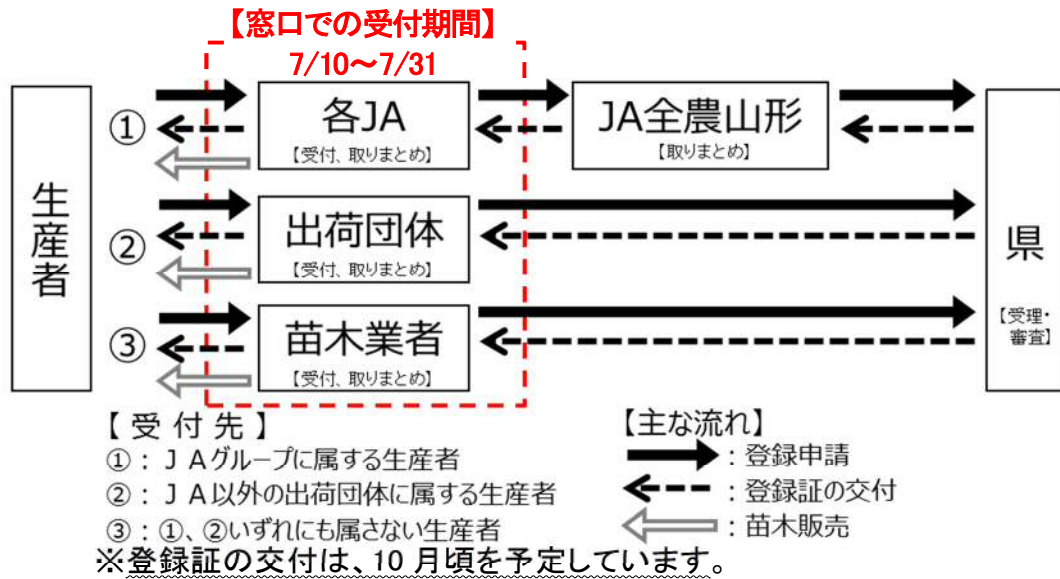
1 申請の要件

- 県内に居住し、県内に経営耕地を有する農家、または、県内に主たる事務所を置き、県内に経営耕地を有する法人。
- 『「山形 C12 号」生産者登録要領』および「生産者登録申請書（様式第1号）」に記載されている事項を遵守することに同意すること。

2 申請方法

○申請される方は、『山形 C12 号』生産者登録要領」に基づき、「生産者登録申請書（様式第1号）」を作成し、受付窓口に提出してください。

【募集期間】 平成30年7月10日（火）～7月31日（火）【必着】



【受付窓口】

- ①：県内JAグループ等（JA山形市、JAやまがた、JAてんどう、JAさがえ西村山、JAみちのく村山、JAさくらんぼひがしね、JA山形おきたま、JA庄内たがわ、JA鶴岡市、JAあまるめ、JA庄内みどり、JAそでうら、JAおいしいもがみ、JA新庄市、JA金山、南果連）
- ②：県内の出荷団体
- ③：苗木業者（（有）菊地園芸、（株）イシドウ、（株）天香園、佐藤苗木園、吉田精果園、佐藤農園）

○『山形 C12 号』生産者登録要領」および、「生産者登録申請書（様式第1号）」は、各JA、県内の出荷団体、苗木業者、各総合支庁各農業技術普及課に設置しております。
また、やまがたアグリネット（山形県農業情報サイト <http://agrin.jp/>）から要領及び申請書のダウンロードが可能です。

○なお、申請にあたっては以下の点について、ご承知おき願います。

- ・苗木販売初年目は受注生産ではないため、注文数が生産数を上回った場合、2年に分けて購入していただく場合があります。なお、その場合でも、繰り越し分は次年度に必ず購入していただきます。
- ・「生産者登録申請書（様式第1号）」の記載内容に不備があった場合、申請を受け付けない場合があります。
- ・農家1戸（又は1法人）当たりの申請は1件までとし、申請先（窓口）は1か所とします（JAと苗木業者等、複数の窓口で申請した場合、重複申請とみなし、いずれも受け付けいたしません。）
- ・また、虚偽の申請や遵守事項に反した場合、「山形 C12 号」生産者登録要領（第7条）に基づき、生産者登録を取り消すとともに、園地に植栽された「山形 C12 号」の伐採、商標の使用を禁止するなどの措置をとります。また、翌年度以降の登録ができない場合があります。
- ・圃場への植栽後、「山形 C12 号」ブランド化プロジェクト会議（以下、プロジェクト会議）で生育状況等を確認します（樹が枯死した場合は、「生産登録者変更届」を提出し、プロジェクト会議の確認を受けてください）。

3 審査、結果通知及び認定

○申請内容や添付資料について、各 JA、出荷団体、苗木業者で確認した後、JAグループについてはJA全農山形で取りまとめのうえ、県（プロジェクト会議事務局）へ提出します。その申請内容を受け、県が審査（登録の可否、苗木の供給本数）を行い、申請者に審査結果を通知します。また、登録された方には生産者登録証を交付します。

【お問い合わせ先】 山形県農林水産部園芸農業推進課 TEL:023-630-2319

「山形 C12 号」生産者登録申請書〔H30 秋～H31 春植え分〕

平成30年 7月 20日

「山形C12号」ブランド化プロジェクト会議 会長 殿

〔県内15JA又は苗木業者、各出荷団体経由〕
苗木業者：(有)菊地園芸、(株)イシノウ、(株)天香園
佐藤苗木園、吉田精果園、佐藤農園

【申請者】住所又は所在地 山形市松波二丁目8番1号

氏名(年齢)又は名称 山形 太郎 印 (〇〇歳)

(代表者の職・氏名)

電話番号 023-630-2319 FAX番号 630-2456

1 「山形 C12 号」の生産者登録について、2の「遵守事項」に同意し、以下のとおり申請します。

台木の種類	植栽予定本数 (10本以上)	植栽予定 面積(時期)	植栽の方法 (改植又は、新植のいずれかに○印)	仕立て方 (該当する項目を黒で塗りつぶし)		
推奨 コルト台	10本	5a (秋・ 春)	改植 ・新植	<input checked="" type="checkbox"/> 主幹形(通常の立木仕立て) <input type="checkbox"/> Y字仕立て、 <input type="checkbox"/> V字仕立て、 <input type="checkbox"/> 平棚仕立て、 <input type="checkbox"/> その他整列仕立て		
アオバザクラ台	0本	0a (秋・春)	改植・新植	<input checked="" type="checkbox"/> 主幹形(通常の立木仕立て) <input type="checkbox"/> Y字仕立て、 <input type="checkbox"/> V字仕立て、 <input type="checkbox"/> 平棚仕立て、 <input type="checkbox"/> その他整列仕立て		
さくらんぼ栽培 面積	〔現状〕	さくらんぼ全体	100a	〔導入後〕	さくらんぼ全体	100a
		うち、「佐藤錦」	70a		うち、「佐藤錦」	65a

※さくらんぼ栽培面積(「佐藤錦」栽培面積)は、所有しているさくらんぼ園地の合計面積(「山形C12号」植栽前後)を記載。

2 遵守事項

- 農家1戸(1法人)当たり、10本以上の苗木を購入し、生産すること。
 - 苗木の購入は本人のみとし、他人名義での購入は行わないこと
 - 農業法人が購入する場合は、農業法人の経営耕地内に10本以上植栽すること
- 登録を受けた農家(法人)が自ら管理する山形県内の経営耕地内に苗木を植栽すること。
 - 経営耕地を第三者へ譲渡又は貸付ける場合は、廃止届けを提出し、譲渡又は貸付を受けた者は、新たに生産登録申請を行うこと
- 購入した苗木は、第三者への譲渡、販売、海外への持ち出しを行わないこと。
 - 苗木、穂木、果実等の植物体すべてについて、譲渡、販売、海外への持ち出しを行わないこと
- 剪定枝は適切に処分し、第三者への穂木の譲渡や高接ぎは行わないこと。
 - 剪定した枝は、登録生産者の責任において、適切に処分すること
 - 高接ぎは、芽枯れ病のリスクがあることに加え、本来の品種特性が発揮できない場合が多いため、行わないこと
- 品質基準を遵守し、基準に満たない果実は、今後定める商標名で、出荷しないこと。
 - 品質基準は、「山形C12号ブランド化プロジェクト会議」で今後定めるものとする
- 県の指導に準じ、高品質安定生産に努めること。

【注意事項】

- 遵守事項に反した場合、生産者登録を取り消すと同時に、園地に植栽された「山形C12号」の伐採、商標の使用を禁止するなどの措置をとります。
- 第三者への譲渡、海外への持ち出し、正規販売以外で入手した苗木や穂木の利用等は、育成者権の侵害にあたり、「種苗法」に基づき損害賠償などを求めることがあります(DNA鑑定により品種識別が可能)。また、故意の場合は、懲役や罰金、またはその両方が科されることもあります。
- 申請書に不備があった場合、申請を受け付けない場合があります。
- 農家1戸(又は1法人)あたりの申請は1件までとし、申請窓口は1か所とします(JAと苗木業者等、複数の窓口で申請した場合、重複申請とみなし、いずれも受け付けません)。
- 「山形C12号」ブランド化プロジェクト会議で圃場への植栽や生育状況等を確認します(樹が枯死した場合は、「生産登録者変更届」を提出し、プロジェクト会議の確認を受けてください)。
- 苗木販売初年目は受注生産でないため、注文数が生産数を上回った場合、2年に分けて購入していただく場合があります。なお、その場合でも、繰り越し分は次年度に必ず購入していただきます。

裏面もご覧ください。

必ず記載ください
(記載がないあるいは不十分な場合、
登録が認められません)

「山形 C12 号」植栽計画

記入例

- 1 「山形 C12 号」の植栽を予定している圃場の住所、地図
(「山形 C12 号」を植え付けする圃場が複数ある場合は、すべてご記載ください)

【圃場の住所】 **〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号**

【圃場の地図】

自筆又は、地図を貼付のうえ圃場が分かるように印をつけてください。

- 2 植栽予定図〔列植図：10 本以上、改植・新植が分かるようにご記載ください〕
(「山形 C12 号」を植え付けする圃場が複数ある場合は、すべてご記載ください)

圃場①(「佐藤錦」をただちに伐採し、改植)

圃場②(「山形 C12 号」の生育に応じて「佐藤錦」を計画的に伐採)

◎:「山形 C12 号」、○:「佐藤錦」等

圃場内で「山形 C12 号」を植え付けする場所と圃場の広さ、苗木の植栽距離を記入ください。

※「山形 C12 号」ブランド化プロジェクト会議で、圃場への植栽や生育状況等を確認します。